公安委員の服務の宣誓に関する条例

昭和29年７月１日

長崎県条例第25号

公安委員の服務の宣誓に関する条例をここに公布する。

公安委員の服務の宣誓に関する条例

第１条　この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第３条及び同法第42条第１項の規定に基づき、公安委員（以下「委員」という。）の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

第２条　新たに任命された委員は、知事に別記様式の宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

附　則

この条例は、昭和29年７月１日から施行する。

附　則（令和３年条例第29号）

この条例は、令和３年７月20日から施行する。

様式

宣誓書

私は、日本国憲法及び法令を忠実に遵守し、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心に従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。

年　　月　　日

氏　名